

目次

○ 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）（附則第四条関係）	1
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（附則第五条関係）	3
○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）（附則第七条関係）	4
○ 標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）（抄）（附則第八条関係）	5
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（附則第九条関係）	8
○ 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）（附則第十条関係）	11

改 正 案

別表第二（第二条、第四条、第十二条関係）

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	<p>三五の二</p> <p>（一） 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）<u>第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等（船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第二十四条第一項に規定する特定日本船舶であつて、その輸出につき同項の規定により特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条の規定を適用しないこととされたものを除く。）</u></p> <p>（二） （略）</p>	<p>（略）</p> <p>全地域（南緯六十度の線以北の公海を除く。）</p>	<p>貨物</p> <p>地域</p>

現 行

別表第二（第二条、第四条、第十二条関係）

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	<p>三五の二</p> <p>（一） 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）<u>第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等</u></p> <p>（二） （略）</p>	<p>（略）</p> <p>全地域（南緯六十度の線以北の公海を除く。）</p>	<p>貨物</p> <p>地域</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四十八（略）</p> <p>四十九 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十八条第一項及び附則第五条第六項</p> <p>五十 六十三（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四十八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四十九 六十二（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四百五十（略）</p> <p>四〇五十一 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四百五十（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

国家公務員法第三十四条第二項の標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類 一～二十四（略）	二十五 船舶検査の執行、船舶若しくは物件の型式承認の執行、型式承認を受けた船舶若しくは物件の検定の執行、危険物その他の特殊貨物の積付けの検査の執行、船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出量確認、原動機取扱手引書の承認、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認、海洋汚染防止設備	一（略）	二（略）	三（略）
		一（略）	二（略）	三（略）
		一（略）	二（略）	三（略）
		一（略）	二（略）	三（略）
部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職		

現 行

国家公務員法第三十四条第二項の標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類 一～二十四（略）	二十五 船舶検査の執行、船舶若しくは物件の型式承認の執行、型式承認を受けた船舶若しくは物件の検定の執行、危険物その他の特殊貨物の積付けの検査の執行、船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出量確認、原動機取扱手引書の承認、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認、海洋汚染防止設備	一（略）	二（略）	三（略）
		一（略）	二（略）	三（略）
		一（略）	二（略）	三（略）
		一（略）	二（略）	三（略）
部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職		

等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備若しくは揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行、船舶のトン数の測度の執行、船舶のトン数に係る証書等の作成、船舶保安規程の承認、有害物質一覧表等の確認若しくは特定日本船舶等の譲渡し等の承認に関する事務、外国船舶に対する船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保若しくは海洋汚染等の防止に係る監督に係る検査の執行若しくはトン数に係る証書の検査に関する事務、船級協会の行う船舶の検査若しくは船舶保安規程の審査の事務の審査に関する事務若しくは水上運送事業に係るエネルギーの使用の合理化に関する報告の徴収若しくは立入検査（船舶の施設に関するものに限る。）に関する事務又は船員の資格の認定のための試験、水先人試験、海技士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認の

四 (略)	五 (略)
四 (略)	五 (略)
(略)	(略)

等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備若しくは揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行、船舶のトン数の測度の執行、船舶のトン数に係る証書等の作成若しくは船舶保安規程の承認に関する事務、外国船舶に対する船舶の航行の安全の確保若しくは海洋汚染等の防止に係る監督に係る検査の執行若しくはトン数に係る証書の検査に関する事務、船級協会の行う船舶の検査若しくは船舶保安規程の審査の事務の審査に関する事務若しくは水上運送事業に係るエネルギーの使用の合理化に関する報告の徴収若しくは立入検査（船舶の施設に関するものに限る。）に関する事務又は船員の資格の認定のための試験、水先人試験、海技士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験若しくは小型船舶操縦士国家試験の試験問題の作成若しくは試験の執行に関する事務をつかさ

四 (略)	五 (略)
四 (略)	五 (略)
(略)	(略)

<p>二十六～三十 (略)</p>	<p>ための試験若しくは小型船舶操縦士国家試験の試験問題の作成若しくは試験の執行に関する事務をつかさどる官職の職務</p>
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	
<p>二十六～三十 (略)</p>	<p>どる官職の職務</p>
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	

改正案	現行
<p>（海事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>十四 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に關すること。</p> <p>十五 （略）</p> <p>（海洋・環境政策課の所掌事務）</p> <p>第一百四十三条 海洋・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 船舶の再資源化解体の適正な実施に關する法律（平成三十年法律第六十一号）の規定による有害物質一覽表及び特定船舶の再資源化解体の実施に關する基準の設定並びにこれらに關する制度の企画及び立案に關すること（再資源化解体計画の承認に係るものを除く）。</p> <p>八 船舶に關する原子力の利用に關すること。</p> <p>九 船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に關する制度の企画及び立案に關すること。</p> <p>（船舶産業課の所掌事務）</p>	<p>（海事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>十四 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に關すること。</p> <p>十五 （略）</p> <p>（海洋・環境政策課の所掌事務）</p> <p>第一百四十三条 海洋・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>七 船舶に關する原子力の利用に關すること。</p> <p>八 海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に關する制度の企画及び立案に關すること。</p> <p>（船舶産業課の所掌事務）</p>

第四百七十七条 船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海洋・環境政策課及び検査測度課の所掌に属するものを除く。）。
- 三・四 (略)

（検査測度課の所掌事務）

第五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 三 (略)
- 四 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の規定による有害物質一覧表及び特定船舶の再資源化解体の実施に関すること（再資源化解体計画の承認に係るもの及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 五・六 (略)
- 七 船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

附 則

（海事局の所掌事務の特例）

第五条の三 (略)

- 2 海事局は、第十三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表に関する事務をつかさどる。

第四百七十七条 船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 三・四 (略)

（検査測度課の所掌事務）

第五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 三 (略)
- (新設)
- 四・五 (略)
- 六 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

附 則

（海事局の所掌事務の特例）

第五条の三 (略)

(新設)

(海事局海洋・環境政策課の所掌事務の特例)

第二十五条の三 海事局海洋・環境政策課は、第四百四十三条各号に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表に関する基準の設定並びにこれに関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(海事局検査測度課の所掌事務の特例)

第二十六条の二 海事局検査測度課は、第五百五十条各号に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表に関する事務(海事局海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(新設)

(新設)

改 正 案	現 行
<p>（廃棄物規制課の所掌事務） 第四十三条 廃棄物規制課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五 （略）</p> <p>六 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する基準等の策定及び規制等に関すること。</p> <p>七 （略）</p>	<p>（廃棄物規制課の所掌事務） 第四十三条 廃棄物規制課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五 （略）</p> <p>六 （新設） （略）</p>